

墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）概要

1 趣旨

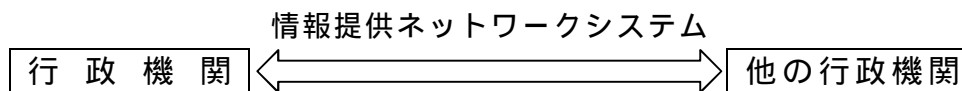
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部が改正（公布 H27.9.9、一部施行 H29.5.30）され、情報提供ネットワークシステム* を使用して特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の照会又は提供をすることができる事務に地方公共団体が条例で定める個人番号利用事務が追加されたこと等に伴う改正

* 特定個人情報を国の行政機関や他の地方公共団体との間でやり取りするための情報システムであり、総務大臣が設置し、管理するもの。

また、当該情報システムによる特定個人情報の照会又は提供があったときに、日時、特定個人情報の項目等を記録したものを情報提供等記録という。

【参考】

番号法改正後

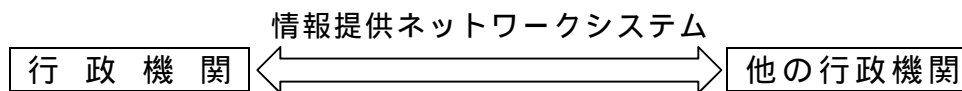


特定個人情報の照会・提供

対象：番号法事務 + 条例事務

特定個人情報の照会・提供に関する記録に訂正があったときは、総務大臣、番号法事務・条例事務に係る当該特定個人情報の照会者又は提供者に通知

番号法改正前



特定個人情報の照会・提供

対象：番号法事務

特定個人情報の照会・提供に関する記録に訂正があったときは、総務大臣、番号法事務に係る当該特定個人情報の照会者又は提供者に通知

2 改正概要

- (1) 条例事務による情報提供ネットワークシステムの使用については、番号法事務の同システムに関する規定が準用されるため、同法との整合を図り情報提供等記録の定義を改める（第2条第3号）。
- (2) 情報提供等記録の訂正があった際の通知先として条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を追加する（第22条第4項）。
- (3) その他所要の規定整備を行う。

3 施行期日

本年5月30日。ただし、第19条第1項第1号の改正規定は公布の日